

令和4年3月4日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

「まん延防止等重点措置」の再延長における学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県ではコロナウイルス感染症の第6波による新規感染者数は上げ止まりの傾向が見えてきましたが、まだまだ予断を許さない状況です。そのため、「まん延防止等重点措置」が3月21日(月)まで再延長されることになりました。

そのため、今後もこれまでの対策を継続実施してまいります。今回の再延長における県の通知を受け、次のように一部改正させていただきます。「変更した点」と「特にお願いしたい点」の部分には下線が引いてあります。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 感染拡大防止について

(1) 登校について (学校にウイルスを持ち込まない)

- ・お子様の健康状態を観察(検温)し、「健康観察カード」に記入して、登校させてください。
- ・「風邪の症状がある」(新型コロナウイルス感染症の疑いが心配される)などの体調不良の場合は、欠席させてください。また、発熱などの風邪症状の他、倦怠感やのどの違和感があるなどの風邪症状がみられる場合も欠席させてください。「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
- ・同居の家族等が、濃厚接触者に特定された場合や、風邪の症状等によりPCR検査等を受ける場合は、学校に連絡をお願いします。欠席する場合は「出席しなくてもよい日」とします。
- ・同居する家族に「風邪の症状がある」場合も欠席させてください。この場合も「出席しなくてもよい日」とします。
- ・児童生徒自身に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりして、登校させることに不安がある場合は、「出席しなくてもよい日」とします。ただし、児童生徒本人および保護者の不安による欠席の場合は、引き続き、欠席として取り扱います。

※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

2 教育活動について

(1) 授業について

- ・授業では、次のようなことに配慮します。
 - *児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保するよう配慮します。
 - *教室などは、常時、窓(可能であれば2方向)を開けて換気をします。
 - *感染リスクの高い活動(児童生徒同士が長時間近距離で話し合うグループ学習・ペア学習など)の実施は、感染症対策を十分に講じた上で、感染状況に応じて慎重に検討します。

(2) 学校行事について

- ・感染症対策を講じながら、それぞれの学校で計画・実施をしていきます。ただし、感染の拡大が生じた場合は延期および縮小しての実施や中止を考えます。
- ・集団が狭い空間に集まるような行事は自粛します。

(3) 部活動について

- ・活動は段階を踏んで再開し、準備片付けも含めて、3月7日からは平日のみ(2時間以内)とし、22日より土日祝日(3時間以内)を加えます。
- ・対外的な活動(対外試合・合同練習)は春休みの25日からとし、大会・発表会は感染症対策を講じながら、4月2日からの参加とします。

3 その他

- ・愛知県の「まん延防止等重点措置」は、3月21日(月)までとなっています。今後、まん延防止措置が再び延長されたり、感染レベルが引き上げられたりした場合は、今回の対応を再度見直ししてまいります。
- ・学校でも、感染者や濃厚接触者が「いじめ」の被害者にならないよう指導してまいります。ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話してください。
- ・「オミクロン株」は、感染力がたいへん強い状況にあります。各家庭でも、3密(密集・密接・密閉)の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの感染症対策の徹底をお願いします。